

近畿中部防衛局達第7号
近畿中部防衛局における中央調達の実務の実施に関する達を次のように定める。

平成27年12月18日

近畿中部防衛局長 竹中 正二郎

近畿中部防衛局における中央調達の実務の実施に関する達

改正 令和6年3月28日近畿中部防衛局達第1号

(趣旨)

第1条 この達は、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第3条第2項に規定する防衛装備庁が所掌として行う中央調達（以下「中央調達」という。）について、その事務を補助する者の指名その他の中央調達に際して近畿中部防衛局の職員が実施するために必要な事項を定めるものとする。

(補助者)

第2条 中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第39号）第3条の手続きにより補助者として指名する職員は、防衛省組織令（昭和29年政令第178号）、地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）、地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省訓令第32号）及び近畿中部防衛局内部組織規則（平成19年近畿中部防衛局達第3号）に定める官職のうち、次表の部課等の区分に応じ、それぞれに掲げるものとする。

部課等	官 職
総務部	部長
総務課	課長
会計課	課長
調達部	部長、次長（装備）、首席検査官
装備課	課長、課長補佐、装備管理官、システム調整官、主任原価監査官、原価監査官、主任検査官、検査官、保全専門官、主任情報セキュリティ監査官、情報セキュリティ監査官
東海防衛支局	支局長、次長（装備）、首席検査官
装備課	課長、課長補佐、装備管理官、システム調整官、主任原価監査官、原価監査官、主任検査官、検査官、保全専門官、主任情報セキュリティ監査官、情報セキュリティ監査官
舞鶴防衛事務所	所長、総務係、原価監査官、主任検査官、検査官

岐阜防衛事務所	所長、次長、総務係、装備管理官、システム調整官、主任原価監査官、原価監査官、主任検査官、検査官、情報セキュリティ監査官
---------	---

2 調達部長、東海防衛支局長、舞鶴防衛事務所長及び岐阜防衛事務所長(以下「調達部長等」という。)は、それぞれの組織に所属する職員の前項に規定する指名に係る事務を実施するものとする。

(官職指定以外の補助者)

第3条 総務部長及び調達部長等は、前条に規定する官職以外の者について補助者とする必要を認めた場合は、その者の官職又は官名(階級)、氏名及び事務の範囲を防衛装備庁長官に通知するものとする。

(事務の実施要領)

第4条 調達部長は、調達部における装備品等及び役務の調達に係る事務を実施するものとし、その要領を定めるものとする。

附 則

1 この達は、平成27年10月1日から施行する。

2 近畿中部防衛局における調達の事務の統一的な処理に関する達(平成19年近畿中部防衛局達第28号)は、廃止する。

附 則(令和6年近畿中部防衛局達第1号)

この達は、令和6年4月1日から施行する。